

公立大学法人宮崎公立大学開放授業実施規程

平成20年1月4日
規程第97号

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、宮崎公立大学学則（以下「学則」という。）第54条の規定に基づき、開放授業について必要な事項を定めるものとする。

第2章 開放授業

(目的)

第2条 開放授業は、本学の講義を地域住民に公開することにより、地域住民の生涯学習ニーズに対応することを目的とする。

(開放授業科目の決定)

第3条 開放授業の科目の決定について必要な事項は、別に定める。

(開放授業の期間等)

第4条 開放授業の期間は、学期単位とする。

(受講資格)

第5条 開放授業は18歳以上の者を対象とする。

(定員及び選定方法)

第6条 開放授業の科目ごとの定員は原則5名とする。

2 開放授業の科目ごとの応募が定員を超えた場合、抽選により受講者を選定する。

(受講生の決定)

第7条 開放授業の受講生については、受講を希望する者の申請に基づき前条の規定による選定方法により選定を行い、学長が決定する。

(受講の取り消し)

第8条 受講生が次の各号の一に該当する場合には、受講を取り消すものとする。

(1) 受講生が個人的事由により受講中止を希望したとき。

(2) 受講生が講座の開講に支障となる行為をしたとき。

(3) その他、地域貢献部会長が必要と認めたとき。

(開放授業の修了等)

第9条 開放授業においては、受講生の学力評価は行わず、単位を与えない。

2 授業の3分の2以上の出席があった受講生には、修了証書を発行する。

第3章 その他

(受講料)

第10条 開放授業の受講料の額については学則第55条の規定による。

(部会)

第11条 開放授業に関する事項については、地域貢献部会において審議する。

(庶務)

第12条 開放授業に関する事務は、地域研究センターで行う。

(雑則)

第13条 この規程に定めるもののほか、開放授業に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成20年1月4日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年3月23日から施行する。

附 則
この規程は、平成25年6月19日から施行する。

附 則
この規程は、平成28年6月15日から施行する。